マイナンバーの本人確認に必要な書類について

（1） 保育課窓口に来るかたが「個人番号記載届」に記載した保護者（申請者）と同一の場合

・保育課窓口にて、保護者（申請者）の「マイナンバー確認書類」と「身元確認書類」のいずれも提示する必要があります。

	マイナンバー確認書類	身元確認書類
マイナンバーカードをお持ちのかた	マイナンバーカード	
マイナンバーカードをお持ちでないかた	・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票の写し等 ※上記のうちいずれか１点の提示が必要です。 （両方提示する必要はありません。）	【顔写真付身分証明書（以下のものから１点）】 ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書　等 【身分証明書（以下のものから２点）】 ・資格確認書 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書　等 ※【顔写真付身分証明書】のうち１点、または【身分証明書】のうち２点、いずれかの提示が必要です。 （顔写真付身分証明書を提示した場合、身分証明書の提示は必要ありません。）

（2） 保護者（申請者）の家族のかた等が記入済みの「個人番号記載届」を保育課窓口に持参する場合

・保育課窓口にて、保護者（申請者）の「マイナンバー確認書類（写し）」と「身元確認書類（写し）」のいずれも提示する必要があります。

	マイナンバー確認書類 （いずれも代表保護者名義のもの）	身元確認書類 （いずれも代表保護者名義のもの）
マイナンバーカードをお持ちのかた	マイナンバーカードの写し（両面）	
マイナンバーカードをお持ちでないかた	・通知カードの写し ・マイナンバーが記載された住民票の写し等 ※上記のうちいずれか１点の提示が必要です。 （両方提示する必要はありません。）	【顔写真付身分証明書（以下のものから１点）】 ・運転免許証の写し ・旅券（パスポート）の写し ・身体障害者手帳の写し ・精神障害者手帳の写し ・療育手帳の写し ・在留カードの写し ・特別永住者証明書の写し　等 【身分証明書（以下のものから２点）】 ・資格確認書の写し ・年金手帳の写し ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書の写し　等 ※【顔写真付身分証明書】のうち１点、または【身分証明書】のうち２点、いずれかの提示が必要です。 （顔写真付身分証明書を提示した場合、身分証明書の提示は必要ありません。）

（3）「個人番号記載届」に記入するかたが「個人番号記載届」に記載する「保護者」以外の場合

・保育課窓口にて、保護者（申請者）の「マイナンバー確認書類（写し）」と代理人の「本人確認書類（原本）」のいずれも提示する必要があります。また、委任状の提出も必要です。

保護者のマイナンバー確認書類 （いずれも代表保護者名義のもの）	代理人の身元確認書類 （いずれも代理人名義のもの）
・マイナンバーカードの写し ・通知カードの写し ・マイナンバーが記載された住民票の写し等 ※上記のうちいずれか１点の提示が必要です。 （２点以上提示する必要はありません。）	【顔写真付身分証明書（以下のものから１点）】 ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書　等 【身分証明書（以下のものから２点）】 ・資格確認書 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書　等 ※【顔写真付身分証明書】のうち１点、または【身分証明書】のうち２点、いずれかの提示が必要です。 （顔写真付身分証明書を提示した場合、身分証明書の提示は必要ありません。）